

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和5年11月28日(火)			
会議時間	開会	午前10時53分	閉会	午前11時10分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長補佐兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員				
本日の会議に付した事件	議会改革について (1) 歳入予算・決算に係る審査手法について (2) 一般質問(時間制限・重複委回避等)について			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会記録

令和5年11月28日

(午前10時53分 開会)

委員長：ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

初めに、(1)の歳入予算・決算に係る審査手法についてを議題といたします。

この件については、10月30日の議員全員協議会において意見交換を行っております。

その際の意見などを踏まえ、正副委員長において対応案を取りまとめております。

なお、議会改革の進め方、手順にのっとりまして、本日は提案と説明のみにとどめたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

内容については、事務局より説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記：それでは、歳入予算・決算に係る審査の案について説明します。

なお、10月30日の議員全員協議会では、現在の分科会方式を維持したいという意見が多数でしたので、岩手県議会であったり、奥州市議会などで行っているような、全てを委員全体で審査するという方式は今回の案からは外しております。

それでは、案の1から説明をします。

案の1は、一般会計歳入の審査は総括質疑で対応して、分科会での審査は行わないという案であります。

それ以外は従来どおりの対応となります。

メリットとすれば、総括質疑ですので、事前通告をすることになりますから、答弁の保留がなくなること、それから、分科会での審査を行わないので、総括質疑と分科会質疑での重複がなくなること、そして、総括質疑となれば、ケーブルテレビの放送であったりインターネット配信が可能になるということ、最後に、総務分科会の審査時間が短縮されることなどあります。

デメリットとすれば、総括質疑が多くなると全体の審査時間が長くなる場合があること、総括質疑ですので、市長、副市長の拘束時間も長くなります。

また、総括質疑は35分の時間制限がありますので、細やかな質疑ができなくなる場合があること、そういったことがデメリットとして考えられます。

案の2ですけれども、一般会計歳入の審査は委員全体で審査するという案であります。

分科会の連合審査というイメージになるということです。

メリットとすれば、答弁保留が少なくなるのではないかとということです。

デメリットとしては、総務分科会以外の審査時間が長くなってしまふこと、また、全委員で審査するため、細やかな質疑ができなくなる場合があるといったことが考えられます。

最後、案の3ですが、答弁保留も見越して、分科会日程の最後に、保留となった質疑への答弁時間をあらかじめ確保、設定するという案です。

同じ仕組みは、北上市議会でやられております。

現状でも回答ができない場合は後刻回答することとしておりますが、これをあらかじめ設定するという案でございます。

歳入の審査はこれまでどおり総務分科会で対応することとして、すぐに回答できない場合の対応策ということになります。ほかの分科会でもこうした時間をあらかじめ確保、設定してはどうかという案になります。

メリットとすれば、従来の審査と大きな変更がないこと、それから、当局においては正確に答弁するための準備時間が確保できることなどが挙げられます。

デメリットとしては、迅速な回答ができませんので、審査が深まらないことも想定されること、それから、分科会の審査時間が長くなる可能性があるということでございます。

なお、一連の見直しでございますけれども、議会の日程にも影響が出る場合があります。

既に、来年2月の通常会議の日程は決まっておりますので、日程変更が伴う見直しとする場合は、次の9月通常会議がよろしいのではないかと事務局としては考えております。

9月通常会議から変更するとした場合でも、来年度の議会日程の調整が年内に始まりますので、早めの方針決定をいただければと考えております。

それから、案の1と案の2の対応案のところ、歳入の全てあるいは一部と記載しておりますが、これは一般会計歳入のうち、市税、各種譲与税、交付金、交付税、繰越金などは従来どおり総務分科会で審査をし、それ以外を全体で審査するということで一部としたところです。

そうではない全部というのは、本当に全てを全体で審査するという案になります。

その辺も御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長：事務局から説明いたしました。

冒頭申し上げましたとおり、本日は提案と説明のみにとどめ、次回の委員会において協議を行いたいと思います。

各委員におかれましては、この案を各会派にお持ち帰りの上、会派内で検討していただきたいと思います。

会派内での検討を踏まえて意見や質問がありましたら、12月8日をめぐり、事務局に報告願いたいと思います。

なお、各会派に持ち帰るに当たり、この場で確認しておかなければいけないことについての発言をお伺いします。

小野寺委員。

小野寺委員：案の1、例えば総括質疑で行うとすれば、従来は各常任委員会の所管に係る部分に

については分科会でという取組、これは歳出を中心とした考え方があったわけですが、歳入の場合はそういう制限を加えないというか、それぞれ所管に関わらず質疑できるという考え方の組立ての内容になっているのか、そこを確認したいと思います。

委員長：案の1につきましては、あくまでも分科会での歳入審査は行わないという前提の下で、総括質疑で歳入審査をやってしまうという案でございますので、それを自分の所属している常任委員会の内容についても質疑をしていただくということです。

小野寺委員。

小野寺委員：総括質疑について、例を出すと、住宅使用料とか何かを例えば産業建設常任委員会の委員が質疑をすることができるということで捉えていいのか。

委員長：そのように考えてください。
そのほか、ございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で歳入予算・決算に係る審査手法については、各会派にお持ち帰りの上、御検討願いたいと思いますので、ここで協議を終わります。

なお、質問等がありましたら、後日でも構わないので事務局のほうにお問合せ願いたいと思います。

次に、(2)の一般質問についてを議題といたします。

この件につきましても、10月30日の議員全員協議会において意見交換を行っております。

本日は事例研究として、県内他市議会での実施状況などについて確認しておりますので、事務局から報告をさせます。

熊谷書記。

熊谷書記：それでは、一般質問について、県内他市議会の事例などを説明させていただきます。

まず、(1)の質問方式、時間についてであります。

11月7日に岩手県市議会事務局長会議がございまして、県内各市議会の一般質問の状況についてまとめた資料が提出されておりましたので、その資料から抜粋させていただいております。

内容についてですが、一般質問の時間に答弁時間を含めない、いわゆる片道方式を取っているのが盛岡市議会、遠野市議会、あとは陸前高田市議会となっております。

それ以外の市議会では、本市議会と同じく答弁時間を含めた時間設定になっております。

ただし、時間の配分につきましては、本市議会のように会派に配分するという形ではなくて、個人に配分しているということで、1人当たり60分に設定している議会が多い状況でございます。

奥州市議会だけが時間設定をしておりますが、ただ、1時間をめどにまとめているという状況でございます。

陸前高田市議会では、片道方式で答弁時間だけ25分としておりますが、とは言ってもずっとやるのではなくて、1時間をめどにして55分ぐらいになると、議長がそろそろ質問をまとめてはどうですかと促すことをされています。

県内他市議会の状況はこういった状況になっております。

次のページでございますが、10月30日に開催した議員全員協議会で出された主な意見を掲載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

なお、一番下になりますけれども、質問内容の重複につきましては、少なくとも会派内では重複回避に向けた調整が必要ではないかといった意見であったり、議員各自で視点が違うので、同じ問題についての質問であってもいいのではないかといった意見があったところがございます。

一番下には、前回もお示ししましたが、他の市議会での重複回避に向けた対応の事例を掲載させていただきましたので、御参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長：説明した内容について御質問、御意見がございましたら伺います。

小野寺委員。

小野寺委員：この質問の考え方はそれぞれあるから、今日結論を出す話ではないというように思います。

それで、ちょっと私から代表質問についてお願いがあるのですが、従来だと会派の人数によって時間制限があるのでありますが、一般質問と同様に会派内の持ち時間で60分を上限にして選択できる組立てができないかどうかとか、その辺を話し合いとか、審議してほしいというように思います。

委員長：これまでは、一般質問についての見直しということの案件でやってまいりました。

代表質問については昨年度から始まったもので、時間については会派の人数によってやるということに決めました。

今回、小野寺委員のほうからそういった提案がなされるとすれば、それはまた別物として協議していかなければいけないと思います。

小野寺委員。

小野寺委員：例えば、我が会派の場合は人数によって代表質問が40分しかない。

一般質問は60分まで行うことができるようになっているわけです。

要するに、一般質問は60分までできる形、選択できる内容になっているわけですが、代表質問についても一般質問と同じ取扱いの時間制限をしてほしいというように思います。

委員長：委員の皆さん、取扱いについていかがいたしますか。

先ほど申したように、代表質問を導入することにしたときに、その時間について設定したものであり、代表質問は2回やっておりますけれども。

今後見直ししてくれないかという提案だと思います。

小野寺委員の気持ちの中には来年の代表質問からそうした変更ができないかという意味だと思いますので、その辺については、この議会改革の中で新たな案件として取り組んでいくということになるかと思いますが、皆さんの御意見はいかがですか。

千田委員。

千田委員：それについても、次の会派代表者等会議があると思いますので、その中での一つの議題として意見を聞いてはどうでしょうか。

委員長：そのほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、代表質問に限らず、この一般質問について御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、一般質問については、ただいまお示ししたとおりでありますけれども、正副委員長のほうで素案を作成して、次回の委員会にお示ししたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長：なお、小野寺委員から意見のあった代表質問については、再度検討していかなければいけないと思いますので、改めて皆様のほうに内容の協議についてはお示ししたいと思いますので、各会派に持ち帰り、そういった意見があったということも踏まえて、会派の方々にお知らせ願いたいと思います。

さよう取り進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で、一般質問についての協議を終わります。

以上で、予定した案件の協議を終わります。

皆様のほうから何かございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、後日連

絡いたしますので、よろしくお願いいたします。
以上で、本日の委員会を終了いたします。
お疲れさまでした。

(午前11時10分 終了)